

種目	品目	性能	対象者	耐用年数	基準単価 (税込)	
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者 難病等により寝たきりの状態にある者	8年	154,000	
	特殊マット	床ずれの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	下肢又は体幹機能障がい2級以上の障がい者 知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者及び下肢又は体幹機能障がい2級以上の者(障がい児にあっては、原則として3歳以上の者) 難病等により寝たきりの状態にある者	5年	19,600	
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい児・者又は介護者が容易に使用できるもの	下肢又は体幹機能障がい1級で、常時介護を要する者(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者) 難病等により自力で排尿することができない者	5年	67,000	
	入浴担架	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	下肢又は体幹機能障がい2級以上で、入浴に介護を要する者(障がい児にあっては、原則として3歳以上の者)	5年	82,400	
	体位変換器			5年	15,000	
	移動用リフト	介護者が重度身体障がい児・者を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者(障がい児にあっては、原則として3歳以上の者) 難病等により下肢又は体幹機能に障がいのある者	4年	159,000	
	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい児・者又は介護者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者(障がい児にあっては、原則として3歳以上の者) 難病等により入浴に介助を必要とする者	8年	90,000	
	便器	手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者) 難病等により常時介助を要する者	8年	4,450	
	手すり(便器に手すりをつけた場合)				5,400	
	頭部保護帽	スポンジ、革を主材料に製作されたもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	知的障がい児・者として判定され障がいの程度が重度若しくは最重度である者又は精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する危険性があるもの 平行機能又は下肢若しくは体幹機能障がいにより、歩行に中度又は高度の障がい認められ、起立又は歩行時に転倒し、頭部外傷の危険性がある障がい児・者等	3年	15200 ※1
		スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作されたもの			3年	36750 ※1
	歩行補助つえ (一本杖のみ)	木材が主体であり外装がニス塗装のもの	歩行を安定的にするもの	下肢機能障がい4級以上で、安全に使用できる者	3年	2,200
軽金属が主体であり外装に塗装のないもの		3年			3,000	

種目	品目	性能	対象者	耐用年数	基準単価 (税込)
自立生活 支援用具	移動・移乗支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい児・者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(障がい児にあつては、原則として3歳以上の者) 難病等により必要と認められる者	8年	60,000
	特殊便器	足踏みペダルで温水風を出すもので障がい者等が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	上肢障がい2級以上の者及び障がい児・者若しくは知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度又は最重度の者 難病等により上肢機能に障がいがある者	8年	151,200
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせるもの	障がい等級2級以上の者及び知的障がい児・者として判定され、障がいの程度が重度若しくは最重度である者又は精神障がい者であつて、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該障がい者等の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	8年	15,500
	自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	難病等においては、火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯並びにこれに準ずる世帯	8年	28,700
	電磁調理器	視覚障がい者及び知的障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の者及び知的障がい者として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であるもの	6年	41,000
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい児・者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の者(障がい児にあつては、原則として学齢児以上の者)	10年	7,000
	聴覚障がい者用屋内信号装置	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	聴覚障がい2級以上の者(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる者)	10年	87,400
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	腎臓機能障がい3級以上で、自己連続携帯式腹膜かん流法(CAPD)による透析療法を行う者 腎臓機能障がい3級以上で、原則として3歳以上のもの	5年	51,500
	動脈血中酸素飽和度測定 (パルスオキシメーター)	障がい者が容易に使用できるもの	呼吸器障がい3級以上又は同程度の身体障がい児・者であつて、用具が必要と認められるもの 難病等においては、人口呼吸器の装着が必要な者	6年	50,000 157,500 ※2
	ネブライザー(吸入器)	障がい児・者が容易に使用できるもの	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の障がい児・者であつて、必要と認められるもの(障がい児にあつては、原則として学齢児以上の者)	5年	36,000
	電気式たん吸引器(両用器を含む)	障がい児・者が容易に使用できるもの	難病等により必要と認められる者	5年	56,400
	酸素ポンプ運搬車	障がい者が容易に使用できるもの	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年	17,000

障がい者等日常生活用具給付事業

種目	品目	性能	対象者	耐用年数	基準単価 (税込)	
情報・意思 疎通支援用具	盲人用音声式体温計	視覚障がい児・者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の者で、視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯であるもの(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者)	5年	9,000	
	盲人用体重計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の者で、視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯であるもの	5年	18,000	
	盲人用血圧計	視覚障がい者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の者で、原則として18歳以上のもの(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5年	15,000	
	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児・者が容易に使用できるもの	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由の障がい児・者で、発声・発語に著しい障がいがあるもの(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者)	5年	98,800	
	情報・通信支援用具	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで、障がい児・者が容易に使用できるもの	上肢機能障がい児・者又は視覚障がい児・者	5年	100,000	
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	視覚障がい及び聴覚障がいの重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)であって必要と認められるもの	6年	383,500	
	点字器	標準型で32マス18行、両面書真ちゆう版製 標準型で32マス18行、両面書プラスチック製	障がい児・者が容易に使用できるもの	点字をコミュニケーション手段とする視覚障がい児・者	7年	10,400 6,600
		携帯用で32マス4行、片面書アルミニウム製 携帯用で32マス12行、片面書プラスチック製			5年	7,200 1,650
	点字タイプライター	障がい児・者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の障がい児・者で原則として本人が就労又は就学しているか就労が見込まれるもの	5年	63,100	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	録音再生機	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい児・者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の障がい児・者(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者)	6年	85,000
		再生専用機			6年	35,000
視覚障がい者用活字文書読上げ装置		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力するもので、視覚障がい児・者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の障がい児・者(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者)	6年	99,800	
視覚障がい者用拡大読書器		画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	視覚障がい児・者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者)	8年	198,000	
盲人用時計	触読	視覚障がい児・者が容易に使用できるもの	視覚障がい2級以上の障がい児・者。ただし、音声時計は、手指の触覚に障がいがあるなどのため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	10年	10,300	
	音声			10年	13,300	

種目	品目	性能	対象者	耐用年数	基準単価 (税込)	
	聴覚障がい者用通信装置(FAX)	一般の電話機に接続できるもので、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい児・者が容易に使用できるもの	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がい有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められるもの(障がい児にあっては、原則として学齢児以上の者)	5年	71,000	
	聴覚障がい者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児・者用番組並びに字幕及び映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児・者が容易に使用できるもの	聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900	
	人工喉頭	障がい児・者が容易に使用できるもの	喉頭摘出者で発生機能を廃したもの	4年	5,000	
	笛式 電動式			5年	70,100	
	障がい者用電話				83,300	
	ファックス				7,700	
	視覚障がい者用ワードプロセッサ				1,030,000	
	点字図書	点字により作成された図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい児・者		必要と認められた額	
	盲人用テープレコーダー			6年	23,000	
	視覚障がい者用大活字図書	文字の大きさや行間隔を調整し、大きな活字で印刷したもの。	視覚障がいのある者で、大活字による文字が読めるもの	年間	60000 ※3	
	視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	テレビ音声の受信が可能であり、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の者で、原則として学齢児以上のもの	6年	29,000	
排泄管理 支援用具	ストマ用装具	蓄便袋(2ヶ月)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の又は下部開放型の収納袋(ラテックス製又はプラスチックフィルム製)		17,716	
		蓄尿袋(2ヶ月)	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの(ラテックス製又はプラスチックフィルム製)		23,278	
	紙おむつ(2ヶ月)				16,380	
	収尿器	(男子用) 普通型	障がい児・者の健康管理上、日常的に必要な用具等	高度の排便機能障がい児・者、脳原性運動機能障がい有する者で、意思表示困難児・者又は高度の排尿機能障がい児・者。ただし、在宅以外の者も対象とする。	1年	7,931
		簡易型			5,700	
(女子用) 普通型	1年	8,500				
簡易型	5,900					
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	障がい児・者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する者であって、障がい等級3級以上のもの。(障がい児にあっては、学齢児以上の者)ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障がい2級以上の者		200,000	

※1 頭部保護帽のレディメイド製品はこの単価の80%とする。

※2 動脈血中酸素飽和度測定(パルスオキシメーター)の上限額157,500円は、難病患者で人工呼吸の装着が必要な者に限る。

※3 視覚障がい者用大活字図書は、1年間の上限を6万円とする。